

甲府法人会たより



昨年11月に開催された「法人会全国青年の集い（福井大会）」にて次回の山梨大会をPR

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和7年1月

第165号

題字 関 会長

法人会
**消費税期限内納付
推進運動**

令和6年分の所得税等の確定申告書の提出は、
令和7年3月17日（月）までです。

主な内容

- 新年のご挨拶
- 令和7年の県内経済の展望
- 納税表彰
- 全国青年の集い
- 税制改正要望活動
- 税に関する絵はがきコンクール
- 小学生の税に関する習字展
- 法律相談
- 税務相談



公益社団法人甲府法学会会長
一般社団法人山梨県法人会連合会会長

関 光良

明けましておめでとうございます。皆様方には、令和7年の新春をご家族お揃いで、お健やかに迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、令和6年6月から実施された「定額減税制度」や、10月の衆議院選挙後から年末にかけて議論が行われた、いわゆる「年収の壁」問題など、「税」について身近に考える機会の多かった1年であったと感じています。

本年も法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献するとの理念のもと、①税制改正に関する提言活動、②会員の研鑽を支援する研修活動、③地域振興やボランティアなどの地域社会貢献活動を大きな3つの柱として活動してまいります。特に令和7年は、「法人会全国青年の集い山梨大会」を11月20・21日にアイメッセ山梨を主会場として開催いたします。青年部会の主な取り組みとして活動している「租税教育活動」と「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の具体的な取り組みを全国の会員で共有し、更に推進を強化していくための大会となります。

全国から約2,000名の青年部会員が集まる、非常に大きな全国規模の大会ですので、大木賢太郎氏(株オオキ)を大会会長に、中沢雄一氏(株中沢実業)を実行委員長に選任し、山梨県内4つの単体会で8つの委員会を分担し準備を進めております。

甲府法人会の青年部会では、8つの委員会のうち、総務委員会「広報委員会」「租税教育・健康経営アレンサ担当委員会」「式典・記念講演担当委員会」の4つの委員会を担当します。

成功に導くためには、幾多の困難を乗り越えていかなければなりません。山梨県の魅力を全国に発信する絶好の機会と捉えて、青年部会のメンバーが一致団結して準備に取り組んでおります。

多くの会員の皆さまの積極的な参画と、税務当局、県をはじめとした自治体、関係団体のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、法人会事業への絶大なご協力をお願い申し上げます。皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を心から祈念いたします。新年の挨拶といたします。

(株式会社山梨中央銀行 代表取締役会長)



山梨県知事

長崎 幸太郎

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人甲府法学会会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のうちに令和7年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から関会長をはじめ会員の皆様におかれましては、適正な申告納税推進へのご協力をはじめ、県政の推進に深いご理解とご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年は、元日に発生した能登半島地震を皮切りとした自然災害の脅威の一層の顕在化や、賃金上昇を上回る物価高騰が、県民生活にも大きな影響を与えました。

本県では、今年度を「県民生活強靱化元年」と位置づけ、様々な外部環境の変動に対しても、可能な限り平常を維持できる社会をつくる「ふるさと強靱化」と、県民全ての可能性に道を拓き、豊かさの元となる価値を創出する「開の国」づくり」という二つの大きな政策の柱のもと、「県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨」の実現に向けて取り組みを進めているところと。

こうした取り組みを着実に進めるためには、財源となる税収の確保が不可欠であり、そのためには、県民の皆様の税に対する理解を深めるとともに、納税しやすい

環境を整備することが必要であります。

このため、県では、納税者の利便性の向上並びに金融機関における事務負担の軽減など、社会全体のコスト削減につながるeLTAXの積極的な利用を呼び掛けているところです。

また、県では、県内金融機関・税務署・市町村・山梨県法人会連合会の皆様との連携による「納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト」の一環として、税務署・県・市町村の職員が直接事業所を訪問し、eLTAX並びにeLTAXの利用開始手続を支援するなど、個人住民税の特別徴収における電子納税の推進に向けて、引き続き、きめ細かな支援にも取り組んでいるところです。

今後、納税者の皆様の信頼と期待に応えられるよう、引き続き、公平・公正な税制運営に努めて参りますので、会員の皆様におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人甲府法学会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。新年の挨拶といたします。



甲府税務署長

轟

智春

あけましておめでとうございます。
公益社団法人甲府法人会の会員の皆様におかれましては、令和7年の新春をお健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年中は、関会長をはじめ甲府法人会の皆様には、税務行政の円滑な運営につきまして、格別な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また長年にわたる申告納税制度の発展に向けた活動などの御功績により、関光良会長が東京国税局長表彰を受彰されました。さらに公益社団法人甲府法人会が税務広報を推進されたことにより、税務署長感謝状を受彰されました。誠にありがとうございます。

さて、貴会におかれましては、「税のオレノリーダー」として企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体の理念の下、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るための多様な啓発活動に取り組みされるとともに、地域に密着した社会貢献活動を通じて地域社会の健全な発展に貢献されております。昨年を振り返りますと、「小学生を対象とした税金教室」「税制改正等に関する税法研修会」など各種研修会の開催といった税に関する啓発活動を展開されるとともに、「税に関する絵はがきコンクール」「税に関する習字展」及び「税の標語」の表彰式を甲府間税会と合同で実施されました。

さらに、会員の皆様から寄せられたタオル、

石けん、ティッシュ等を山梨県及び山梨県社会福祉協議会に寄贈されるなど、社会貢献活動も積極的に展開しております。

また、本年11月に山梨県で開催される「法人会全国青年の集い」に向けて、大木賢太郎青年部会長(大会会長)や中沢雄青年部会・副部会長(大会実行委員長)をはじめとする甲府法人会青年部会員及び県下青年部会員が「オール山梨」で取り組んでおられると伺っております。

変化する社会の状況にも柔軟に対応し、貴会の理念に則った活動をしなやかに展開されるときともに、新たな取り組みにも挑戦される熱意に、心から敬意を表しますとともに、心強く感じております。

間もなく令和6年分所得税等の確定申告の時期を迎えますが、確定申告については、昨年と同様、入場整理券の配付などにより、会場の混雑緩和に努めるとともに、自宅等からのe-Tax申告の推進、特にマイナンバーカードを利用したスマートフォンによるe-Taxを利用した申告の推進に取り組んでまいります。甲府法人会の会員の皆様におかれましては、是非、従業員の方々に、自宅等からスマホ申告を勧めてくださいませようお願ひ申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が貴会にとりまして益々の飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしましたし、新年の挨拶とさせていただきます。



東京地方税理士会
甲府支部長

中澤 謙一郎

新年あけましておめでとうございます。
公益社団法人甲府法人会の皆様には、令和7年の新春を健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、関会長をはじめ役員及び会員の皆様には、税理士会甲府支部の活動に対しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

コロナ禍も一段落したところですが、この間にテレワークやZoom会議などが実践されたこともあり、にわかに「DX」という言葉が飛び交うようになりました。

税務行政においてもDXの方針が示され、納税者の利便性の向上、課税徴収義務の効率化・高度化などに向けた施策への取組が始まっています。

この一年間は、ダイレクト納付・キャッシュレス納付にはじまり、プレプリント納付書の送付対象者の見直し、申告書等の控えへの收受日付印押なつの見直しなど、また電子申告においても、スマホによる確定申告やマイナンバー連携なども始まっています。これらは「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指す」ことを目的とした税務行政DX施策の環となります。これまで慣れていた申告や納税方法を、簡単には変え難い感もありますが、企業や納税者は、こうした流れを受け入れざるを得ず、デジタル

化やDXへの変革が迫られてきています。

その反面、銀行や税務署に行かずに申告や納税ができますことは、空いた時間を別の作業に活用することができそうです。これを利用して生産性や効率性を高めることも、今後の企業の課題となると思われまふ。とは言え、新しくデジタル機器等も整備しなければならず、慣れるまでは戸惑うことも多くあります。法人税等の予定納税については、プレプリント納付書が送付されず、メッセージボックスに通知が届きますので、見落とすと納付を失念する恐れがあります。また、ダイレクト納付について、国税は申告とダイレクト納付の指定が一緒にできますが、地方税では別途になります。

こうした現場レベルでの細かな問題については、我々が情報を共有し、行政機関にも対応や改善を求めると、意見を交わしていかなければならないと考えています。

今年も皆様と、それぞれの立場を尊重しながら、さらに良きパートナーとして協働していけますことをお願い申し上げます。

結びにあたり、甲府法人会の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしましたし、新年の挨拶とさせていただきます。

賀



正

顧問

芦澤 敏久
高野孫左エ門
中澤謙一郎
(株)吉字屋本店
東京地方税理士会甲府支部

会長



関 光良
(株)山梨中央銀行

副会長



佐々木宏明
山梨トヨタ自動車(株)



上原 勇七
(株)印傳屋上原勇七



小林 成光
(株)小林製作所



小野 光一
金精軒製菓(株)



近藤 誠
(株)近藤宝飾

常任理事

奥水 順彦 (株)清里給油所
内田 博 (株)内田印刷所
篠原 義明 (株)篠原貿易(株)
坂本 政彦 (株)坂本建運
井上 善展 (株)イノウエ
齊藤 基樹 浅川熱処理(株)
鈴木 淳郎 (株)テレビ山梨
依田 訓彦 (株)少國民社
鶴田哲嗣郎 鶴田電気(株)

理事

荻野 寛二 (株)オギノ
太田 丈三 太田工業(株)
小林 重夫 (株)小林商会
山寺英一郎 井筒屋醬油(株)
秋山 勉 (株)ホテル舟山
笠井 健夫 (株)峡南堂印刷所
湯沢 基 湯澤工業(株)
井上 重良 (協)国母工業団地工業会
長谷川正二郎 長谷川醸造(株)
小澤 博音 (有)川音運輸
宮川 武 (株)甲斐延
小澤 一正 アシア燃料(株)
清水 新司 清水工業(株)
小松 茂仁 (株)小笠園
早野 正泰 (株)早野組
寺井 英仁 寺井木材(株)
相原 紀幸 (有)相原商事
井口 和則 井口工業(株)
笹本 健次 (株)常磐ホテル
依田 道徳 (株)依田商店
相川 幹夫 龍王産業(株)
矢部 兵衛 (株)シンゲン
鈴木 浩文 鈴木製菓(株)
中村 国男 (株)中村建設

監事

丸茂 正樹 (株)マルモ
望月慎太郎 大栄設備(株)
山村 一 (株)パロン宝飾
笹本 清美 白根運送(株)
浅川 重直 (有)浅川建工
栗山 直樹 (株)栗山商店
高村 隆義 (株)ユニオックス
雨宮 俊彦 (株)マンゲン
金井 一憲 宏和建设(株)
荻原 眞次 (有)荻原組
浅川 俊之 (有)浅川興業
望月 英昭 山梨県機械金属工業団地(協)
宿沢 一六 (株)ネオシステム
加藤 吉一 (株)コンピュータマインド
田中 茂樹 (税)ポライト田中会計
伴野 公亮 (株)古名屋
飯沼 良二 (株)ジュエリーイヌマ
清水 栄一 (株)フオネット
雨宮 恵美 (有)雨宮オートボディーサービス
萩原 真 (有)萩原石油
田中 雅貴 (株)カルク
野田 清紀 (株)清月
竹井 幹 山梨北開発興業(株)
名取 政義 (株)丸政
北原 正倫 山梨住宅工業(株)
諸平あゆみ マコト医科精機(株)
有野 義人 中部食品(株)
大木賢太郎 (株)オオキ
飯島 明美 (株)入兆
鈴木 利洋 (株)山梨文化会館

相談役

竹井 清八 山梨北開発興業(株)
望月健二郎 大栄設備(株)
伊藤 重忠 (株)伊藤物産
水上源太郎 (株)大統
石原 行彦 (株)甲斐興運
金丸 康信 (株)テレビ山梨
丸茂 紀彦 (株)マルモ
中村己喜雄 (株)中村建設
田中 雅承 (株)カルク
三枝 正彦 (株)ダイアート三枝
中込 功 ナカゴミ(株)
大木 勝志 (株)オオキ
氏原 勲 (株)八光
古守 康直 (同)コモリ
櫻本 進 (株)櫻本鉄工
高野 三雄 (株)窪田商会
窪田 広宣 (株)窪田建設(株)
新津 正彦 (有)長坂百貨店
長坂 茂 (株)甲府ワインポート
久保寺孝男 敷島金属工業(株)
岸本 良三 穴水(株)
西川 一也 (株)サンキョー
望月 英雄 (株)湊興
飯島 忠 (株)湊興
清水 修一 協和産業(株)
深澤由美子 熊野屋物産(株)
石井 猛雄 疾測量(株)
秋山 稔 秋山紙販売(株)
丸山 正和 (株)コーシン

専務理事

酒井 信 公益社団法人甲府法人会

事務局職員一同

梅本 実 丸十山梨製パン(株)
丹沢 始 (株)丹沢電機
久武 慎一 (株)マネージメント企画

2025年の

県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社
経済調査部部長 小柳哲史

昨年2024年は、陰陽五行において「古いしがらみを破る」、「新たな歩みを進めていく」というような意味がある「甲辰（きのえ・たつ）」にあたる年でした。実際、アフターコロナ下において社会・経済活動が正常化し、日経平均株価が34年ぶりに史上最高値を更新したほか、日本銀行が17年ぶりに利上げを行うなど、時代の大きな変化を予感させるような動きがありました。

県内経済を振り返りますと、本県の主力産業である機械工業で弱い動きが続いたほか、個人消費も力強さを欠くなど、持ち直しの動きに足踏みがみられました。一方、人材の確保・維持などの観点から県内企業においても賃上げや賞与増額の動きが広がり、所得環境は改善しました。しかしながら、山梨中央銀行が昨秋に実施した「県内勤労者の消費・

貯蓄動向調査」によると、1年前と比較べた暮らし向きは「悪くなった」とする回答比率が上昇しました。家計上の悩みでは「物価上昇」が引き続き1位となっており、長引く物価高を背景に生活実感の改善には至っていない様子が窺われました。

今年の県内景気を展望しますと、生産面で機械工業が増勢に転じていくなかで、企業収益や雇用・所得環境の改善を通じて設備投資や個人消費にも波及していくことが期待され、全体としても緩やかな回復に向かうとみられます。

項目別にみますと、生産面では、長期化していた在庫調整の収束や、世界的な半導体需要の回復を背景としたシリコンサイクル底打ちの動きが県内企業へ波及することで、半導体製造装置や電子部品・デバイス、工作機械などを中心に機械工業が増

勢に向かうと期待されます。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業については、物価高や国内需要の伸び悩みから、総じて厳しい局面が続くと考えられます。ただし、素材やデザイン、技術等で新たな製品開発に注力することや、顧客ニーズを捉えた自社ブランドの構築などに取り組むことで、新たな需要の取り込みが可能となると考えられます。

設備投資は、多くの業種で共通の課題となっている人手不足への対応として、自動化・省力化やデジタル化に向けた投資が増加していくことが予想されるほか、生産能力増強投資や付加価値を高める投資が増加していくとみられます。

個人消費は、長引く物価高騰により消費マインドが弱含む状況が続くとみられますが、企業業績の改善や堅調な雇用・所得環境に支えられ、緩やかに上向いていくと考えられます。

なお、観光関連をみますと、国内観光客、外国人観光客ともに更なる増加が見込まれ、県内各地で賑わいが続くことが期待されます。

さて、陰陽五行によると、2025年は、「乙巳（きのと・み）」

にあたります。「乙」には外界の抵抗により草木が曲がりくねりながらも成長していく状態、どんな抵抗があっても一致協力して進めていく、という意味があります。また、「巳」には、従来の生活に終わりを告げ、新たな時代に切り替わるという意味があります。このため、「乙巳」は、「古い慣習といった様々な抵抗に屈することなく、新境地を目指す」年ということになるでしょうか。

巳年は大きな変化と転換が起こる年と言われています。日本をみて、大化の改新、平家滅亡、東京への遷都、太平洋戦争開戦、平成改元、日本銀行の量的・質的金融緩和導入など、歴史上の転換点となる出来事が起こっています。「鬼が出るか蛇が出るか」わからない年になるかもしれませんが、「常山蛇勢」（じょうざんのだせい）で新時代を切り開いていく年にしたいものです。

※鬼が出るか蛇が出るか：どのよう
な事態が起こるか予測できない
いさま

※常山蛇勢：統一がとれていて、
欠陥やすきがないさま

令和6年度 納税表彰

税務協力団体などの活動を通じ、納税意識の高揚などに貢献された方々を表彰する「納税表彰式」が行われ、当会の関係者からも多くの方々が受彰されました。誠にありがとうございます。



受彰者と甲府法人会関係者

● 東京国税局長表彰

関 光良氏（会長）
株式会社山梨中央銀行

● 甲府税務署長表彰

近藤 誠氏（副会長）
株式会社近藤宝飾

丸茂 正樹氏（理事）
株式会社マルモ

● 甲府税務署長感謝状

鈴木 淳郎氏（常任理事）
株式会社テレビ山梨

小澤 一正氏（理事）
アジア燃料株式会社

公益社団法人甲府法人会
（税務広報功績者）



女性部会 ハーブソルト 作り教室

11月22日に交流委員会が中心となり、研修委員会・組織委員会合同のハーブソルト作り教室を、甲府法人会館において開催しました。14名が参加し、アロマセラピーアドバイザーの岸本敏子氏にご指導いただき、ミルフィーユ仕立ての見た目も美しい、無農薬栽培のハーブを使用した風味豊かなハーブソルトが仕上がりました。楽しく交流を重ね、ハーブの香りに癒された一日でした。



女性部会 親睦ゴルフ コンペ

12月15日、空気の澄んだ冬の晴天のもと、甲斐ヒルズカントリー倶楽部において女性部会主催の親睦ゴルフコンペを開催しました。ゲストとして、青年部会、大同生命保険様、AIG損害保険様にもご参加いただきました。

スコアはもちろん、楽しみながらプレーをし、益々交流が深まるゴルフコンペとなりました。プレー後の懇親会では、ご参加の皆様のご協力によりたくさんの豪華賞品が全員に行き渡るなど大変充実した一日となりました。



「全国青年の集い 福井大会」にて
次年度「山梨大会」をPR

11月7日・8日、「法人会全国青年の集い」が福井県において開催され、甲府法人会から26名の青年部会員が参加しました。

1日目は、全国各地の青年部会による「租税教育活動プレゼンテーション」並びに「健康経営大賞」の発表があり、今後の青年部会活動が発展して行くためのヒントを得ました。



大懇親会

2日目は、部長長サミット・会員交流分科会の後、元フジテレビアナウンサーの笠井信輔氏による「足し算で生きる」がんステージ4からの生還」と題した講演が行われました。令和7年度の「全国青年の集い」は



次年度開催ブースにて



ものまね芸人の神奈月さんと共演する
大木部会長

山梨県で開催のため、大会会長を務める大木部会長と、大会実行委員長を務める中沢副部会長を中心に、県内の青年部会員総勢約70名一丸となり、大会式典や大懇親会で山梨大会のPRを行いました。

また、次年度開催ブースで山梨県の観光パンフレット配布や、約2,000名の大会参加者へ「ぼうとう」のお土産を渡すなど、山梨の魅力も伝えられた大会となりました。

税金教室
「税金教室」
を開催

11月19日に南アルプス市立豊小学校において、「税金教室」を開催しました。6年生を対象として行い、講師は青年部会の細田和宏氏が担当しました。



「令和6年度 税制改正
ポイント解説セミナー」
を開催

12月18日、アピオ甲府タワー館において「令和6年度 税制改正ポイント解説セミナー」を開催し、20名が参加しました。

講師は甲府税務署の佐藤審理専門官が務められ、法人税法や消費税法改正のポイントを中心に、イメージ図を用いて分かりやすく説明していただきました。



●●● 税制改正要望活動

山梨県選出国會議員、山梨県及び 管内自治体に税制改正提言書を提出

公益財団法人全国法人会総連合の理事会において決議された「令和7年度税制改正に関する提言」の実現に向けて、10月8日に山梨県法人会連合会の小林成光税制委員長（甲府法人会・税制委員長）と山梨県連税制委員が、山梨県関係の国会議員の各事務所（東京の議員会館）を訪問し、税制改正に関する提言を行いました。

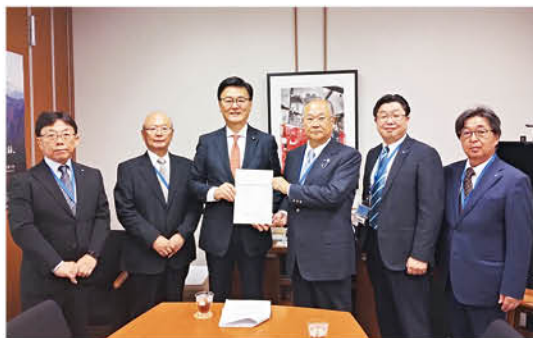
また11月から12月にかけて、小林税制委員長と久武税制副委員長が、山梨県、甲府市、韮崎市、北杜市、甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町の各首長及び議長に対して提言を行いました。



衆議院議員 堀内 詔子 事務所
和田 正行 秘書（中央）



衆議院議員 中島 克仁 事務所
山本 建 秘書（中央）



参議院議員 森屋 宏 事務所
森屋 宏 参議院議員（左から3人目）

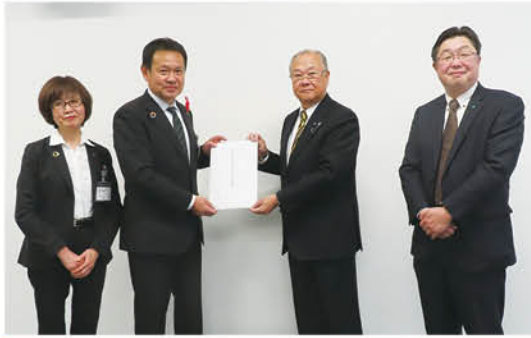


衆議院議員 中谷 真一 事務所
中谷 真一 衆議院議員（左から3人目）



参議院議員 永井 学 事務所
永井 学 参議院議員（左から3人目）

山梨県と管内自治体への要望活動



甲 府 市

田村 邦彦 税務統括監 (左から2人目)



山 梨 県

関口 龍海 総務部長 (左から2人目)



南アルプス市

金丸 一元 市長 (右)



韮 崎 市

内藤 久夫 市長 (中央)



北 杜 市

大柴 邦彦 市長 (左から2人目)



甲 斐 市

瀬戸 隆之 副市長 (左から2人目)



昭 和 町

塩澤 浩 町長 (左)



中 央 市

望月 智 市長 (中央)

第14回 税に関する絵はがきコンクール

主催：公益財団法人全国法人会総連合・一般社団法人山梨県法人会連合会・公益社団法人甲府法人会
後援：国税庁・山梨県租税教育推進協議会

租税教育活動の一環として、児童に税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくことを目的に実施しました。甲府税務署管内からは小学校22校から159点の応募があり、11月16日、イオンモール甲府昭和において、優秀賞を受賞した児童を招いて表彰式を行いました。上位作品をご紹介します。（学校・学年・氏名50音順、敬称略）



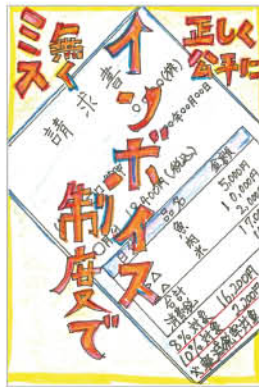
絵はがきコンクールの受賞者



賞
甲府法人会長賞
山梨学院小学校
6年 高野 伶紗



山梨学院小学校
6年 平出 紗雪



山梨学院小学校
6年 風間 絢翔



賞
甲府法人会女性部会長賞
甲府市立千塚小学校
5年 萩原 颯大



山梨学院小学校
5年 保坂 愛美菜



山梨学院小学校
5年 孔 いち花



山梨学院小学校
5年 芦原 美伶



賞
甲府税務署長賞
山梨学院小学校
6年 里吉 開成

令和6年度

小学生の税に関する習字展 表彰式

11月16日、イモンモール甲府昭和において、「小学生の税に関する習字展」の優秀賞を受賞した児童を招いての表彰式を行いました。

ご家族や大勢の一般の来場者が見守る中、甲府市副市長 奥原崇様、韮崎市長 内藤久夫様をはじめとする多くのご来賓の方々からも賞状を贈呈していただきました。受賞した児童の皆様、誠にありがとうございます。

(作品は11～12ページに掲載)



甲府市長賞の受賞者



韮崎市長賞の受賞者



甲府市教育長賞の受賞者



韮崎市教育長賞の受賞者



甲府法人会長賞の受賞者



甲府税務署長賞の受賞者



東京地方税理士会甲府支部長賞の受賞者



甲府税務署管内納税貯蓄組合連合会長の受賞者



山梨日日新聞社賞の受賞者



山梨放送賞の受賞者



テレビ山梨賞の受賞者

小学生の税に関する習字展



主催 公益社団法人甲府法人会

租税教育の一環として、次代を担う児童に、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成することを目的に実施し、甲府市及び韮崎市内の小学校27校から合計1,255点の作品応募がありました。

選考の結果、優秀作品に選ばれた作品をご紹介します。

(敬称略)



●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小5年
望月 花夏



●小学3・4年生の部
甲府市立中道北小4年
望月 ひいろ



●小学1・2年生の部
甲府市立東小2年
越石 千裕



●小学5・6年生の部
韮崎市立韮崎北西小5年
小澤 咲心



●小学3・4年生の部
韮崎市立甘利小4年
長瀬 絢美



●小学1・2年生の部
韮崎市立韮崎小2年
宮川 聖彩



●小学5・6年生の部
甲府市立東小6年
中田 くるみ



●小学3・4年生の部
甲府市立玉諸小4年
秋山 心柚



●小学1・2年生の部
甲府市立貫川小2年
久保田 美聖



●小学5・6年生の部
韮崎市立韮崎小6年
平井 那結



●小学3・4年生の部
韮崎市立甘利小4年
松村 姫愛



●小学1・2年生の部
韮崎市立韮崎小2年
浅海 朋宏



●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小6年
堀内 香穂



●小学3・4年生の部
山梨大学教育学部附属小4年
原 理央



●小学1・2年生の部
甲府市立里垣小2年
荻野 暖都





●小学5・6年生の部
甲府市立甲運小6年
田口 桔平



●小学3・4年生の部
駿台甲府小4年
保坂 苺璃



●小学1・2年生の部
韭崎市立韭崎北東小2年
藤原 愛



●小学5・6年生の部
甲府市立甲運小6年
宇佐美 悠羽



●小学3・4年生の部
甲府市立山城小4年
大森 暖



●小学1・2年生の部
甲府市立朝日小2年
中澤 美愛



●小学5・6年生の部
甲府市立玉諸小6年
古谷 桃香



●小学3・4年生の部
甲府市立東小3年
古屋 知実



●小学1・2年生の部
甲府市立東小2年
中田 旺佑



●小学5・6年生の部
甲府市立山城小6年
丸山 杏梨



●小学3・4年生の部
甲府市立善誘館小3年
向山 愛莉



●小学1・2年生の部
甲府市立新田小2年
塩田 裕也



●小学5・6年生の部
甲府市立玉諸小6年
安達 胡亜



●小学3・4年生の部
甲府市立善誘館小4年
佐々木 悠人



●小学1・2年生の部
韭崎市立韭崎小2年
橋本 実優



●小学5・6年生の部
甲府市立里垣小5年
櫻井 瑚夏



●小学3・4年生の部
駿台甲府小4年
佐藤 璃奈



●小学1・2年生の部
山梨学院小2年
高橋 ユリア



法律相談

カスタマーハラスメントについて



古屋法律会計事務所 弁護士

古屋 俊仁



カスタマーハラスメントへの対応について教えてください。



顧客や取引先から不当・悪質なクレームが行われる、いわゆるカスタマーハラスメントについては、近時、ますます議論が活発化しています。東京都では令和6年10月11日に全国で初めてカスタマーハラスメント防止条例が成立したとのことで、社会の耳目も集めたところです。

厚生労働省は、令和2年6月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」として、パワーハラスメント防止のための対策を示していますが、その7項において、カスタマーハラスメントについても言及しています。そこでは、「・・・顧客からの著しい迷惑行為に関して行うことが望ましい取組の内容」として、相談体制の整備や、メンタルヘルス不調への対応といった被害者に対する配慮のための取組、被害防止のためのマニュアル作成や研修の実施等が挙げられています。

さらに、より具体的な対策を示すことを急務とみて、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成事業検討委員会によって、令和4年2月に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が作成されました。

このマニュアルでは、正当なクレームなのか、それともカスタマーハラスメントなのかという、現場において難しい判断を迫られる点に関して、事前に判断基準を明確にした上、これを社内で共有することが重要であると指摘しています。そして、顧客等の要求内容に妥当性があるのか、その要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当といえるのかに大別して具体的な判断基準を例示しており、参考になります。

また、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みも示しています。

まず、事前の準備として、①事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発、②被害者のための相談対応体制の整備、③対応方法、手順の策定、④社内対応ルールの従業員等への教育・研修を挙げています。また、カスタマーハラスメントが発生した際の対応として、⑤事実関係の正確な確認と事案への対応、⑥従業員への配慮の措置、⑦再発防止のための取組、⑧その他①～⑦までの措置と併せて講ずべき措置に分けて整理しています。そして、①～⑧までの各措置について詳細な解説を付しており、非常に有用なものとなっています。このマニュアルは、厚生労働省のホームページからダウンロードできますので、御参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000915233.pdf>)

事業者として、従業員をカスタマーハラスメントから守ることが重要であることは言うまでもありませんが、法的にも、事業者には、労働者とその生命、身体の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮を行う義務（安全配慮義務）が課せられています（労働契約法5条）。したがって、カスタマーハラスメントを放置したために、従業員に精神的苦痛等の損害が生じた場合には、企業が損害賠償義務を負うリスクがあります。上記マニュアルの17頁には実際に安全配慮義務違反が争点となった裁判例も掲載されていますので参考にしてください。

現在、厚生労働省はカスタマーハラスメント対策を法的な義務にまで高める方向で検討に入っており、令和7年中には労働施策総合推進法の改正案が通常国会に提出されるものと見込まれます。カスタマーハラスメント対策が法的な義務となれば、事業者の従業員に対する安全配慮義務違反の有無を判断するに当たって、企業が所定の措置を採っているか否かが考慮要素として一層重要なものになります。

以上のとおりですので、事業者として時宜に応じた適切な対応を採ることができるよう、上記マニュアル等を参考にカスタマーハラスメント対策を進めつつ、法改正の動向も注視していくことが重要といえます。

人材採用がうまくいく！

独自の採用ターゲットを設定するポイントとは？

株式会社ジエイック

執行役員 古庄 拓

中小企業で「人材採用がうまくいかない」とお悩みの場合、採用ターゲットの変更が状況を変える突破口になるかもしれません。

人材を採用する際の基準として「どれぐらいの大学レベル」「素直で元気で明るい」「マジメで粘り強い」「〇〇経験があれば尚可」等をイメージする経営者の方が多いかも知れません。しかし、こうした「どの会社でも評価されそうな人物像」を基準にしてしまうと、競合が多くなり苦戦してしまいがちです。採用活動を成功させるポイントは、自社の事業の特徴を踏まえて、自社で定着する「独自の採用ターゲット」を見いだすことにあるのです。

ある人材ビジネスの会社では、営業職として「オンラインゲームの経験者」をターゲットにする取り組みを実施しています。採用活動を始めた当初は、同業や無形商材の営業経験者を探していましたが、会社規模が小さいこともあって苦戦していました。そこで、採用ターゲットの変更には思い至り、試行錯誤の上たどり着いたのがオンラインゲームの経験者だったのです。人材ビジネスの営業職という人当たりの良いタイプをイメージするかもしれませんが、この会社はITエンジニアのマッチングを行っており、対面・WEBでの商談や打ち合わせはほとんどありません。営業活動の大半はメールとSNS・ビジネスチャット等で実施されていることから、一般的な対人コミュニケーション力や営業力よりも、「ゲームをプレイする感覚で知識習得

しながらプロセスを積み重ねる」ことが成果につながると分析したのです。最近のオンラインゲームはテキストや音声で知らない相手とコミュニケーションしたり、時にはオフ会をしたりすることもあります。そうした点が自社の業務特性に合っていると考えて採用ターゲットを変更し、結果としてSNSで若手営業職の採用に成功、さらにはゲーム仲間つながりで費用をかけずにリファラル採用（紹介による採用）ができるようになりました。

また、店長や店舗経験者を探していたが、なかなかうまくいかない個人向けの店舗運営をしている会社がありました。採用ターゲットについて考える中で、多くの飲食店や小売店と違って自社の店舗ではパート・アルバイトのマネジメントはほとんど必要ないこと、ホスピタリティ要素もそれほど求められていないことに気付きました。そこで「目を見て話せる最低限のコミュニケーションスキル」と「一人でも黙々と仕事ができる真面目さ」を基準として未経験者の採用に切り替えたところ、若手の採用に成功しています。

やみくもに採用基準を定めるのではなく、「自社で定着するための要素は何か？」を考え抜くことが大切です。自社独自の基準を見つけ、他社と競合する一般的な基準をなくすことで、一気に採用成功に近づきます。うまくいっていない経営者の方は、ぜひ今の採用基準が「何となく設定したもの」になっていないか振り返り、採用ターゲットの変更を考えてみてください。

【筆者紹介】古庄 拓（ふるしょう・たく）

1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジエイックに入社。中小企業・ベンチャー企業を対象とした社員研修や採用支援の提案・企画、管理職養成プログラムの事業化、新卒メディアの立ち上げ等を経て、同社執行役員。人材育成や採用支援の知識・ノウハウを発信している。



税 務 相 談



**税制改正大綱による
「年収の壁」対応と今後の課題**

東京地方税理士会甲府支部 税理士 **間 洵子**

2024/12/20、2025年度税制改正大綱が公表されました。大綱では、今国会において議論が紛糾した「年収の壁」の問題に対する与党側の案が記載されました。この記事では、大綱の概要と、従業員を雇用する企業に影響が想定される内容を確認していこうと思います。

なお、この大綱は国会での審議を経て実際の政策へ反映されますが、以下内容は、執筆時の2024/12月下旬において判明している範囲での記載である点についてご注意ください。

1. 「年収の壁」とは ※以下「年収」とは、年間の給与収入を指します

「年収の壁」とは、年収が増加すると逆に手取が減るという制度上の不均衡が生ずる境界を指します。この「制度上」は、主に税金（国・地方）制度上のものと、社会保険（健康保険・年金）制度上のものに二分されます。今回の税制改正大綱では、税金制度上の「壁」について2025年以降の変更が提言されました。改正前後の変更点を下記にまとめました。

○現行の税金制度上の主な「年収の壁」

	本人	扶養者
100万円の壁	住民税の課税発生	
103万円の壁	所得税の課税発生	扶養控除(特定親族含)の対象外
150万円の壁		配偶者特別控除の減額開始
201万円の壁		配偶者特別控除の対象外

○2025年以降の税金制度上の主な「年収の壁」 ※変更点は網かけ

	本人	扶養者
100万円の壁	住民税の課税発生	
123万円の壁	所得税の課税発生	扶養控除の対象外
150万円の壁		配偶者特別控除・特定親族特別控除の減額開始
190万円?の壁*		特定親族特別控除の対象外
201万円?の壁*		配偶者特別控除の対象外

*は現状の給与所得控除に基づく年収目安。変更後の給与所得控除が公表前のため年収の金額には変更の可能性あり

2. 今回の変更点

①所得税の基礎控除 48万→58万

従来の所得税の基礎控除は、合計所得2,400万円以下の場合48万円、その後段階的に減額され2,500万円超で0になるという制度でした。今回の大綱では合計所得2,350万円以下の場合58万円、という一段階が新設されました。(2,400万円超は同じ)

② 所得税・住民税の給与所得控除最低額 55万→65万 (①+②が、103万→123万に)

従来、給与所得控除の最低額は55万円でした(162.5万円までの年収に適用)。

今回の大綱では、この55万円を65万円に引上げることとされました。

なお対象の年収が従来の制度と同様~162.5万円なのか、これを超えた場合の控除額はどうか、については「所要の措置を講ずる」のみの記載となっています。

③ 所得税・住民税の扶養控除の対象所得の引上

納税者は、親族のうち合計所得が基礎控除以下の人がある場合、その人を扶養親族として申告することにより扶養控除(所得税38万円・住民税は33万円)を差し引いて税額を計算することができます。今回の基礎控除の引上げと連動して、扶養の対象となる親族の合計所得も48万円→58万円に引上げられています。

④ 所得税・住民税の「特定親族特別控除」の新設

扶養親族のうち19~22歳の特定扶養親族に関しては、従来③の扶養控除の範疇で、単に控除額を他の親族より多く(所得税63万円・住民税45万円)するという扱いでした。今回の大綱では、この特定扶養親族に関し、他の年齢の親族に関する従来の扶養控除と切り離し、「特定親族特別控除」という新たな控除を設けるとされました。

この控除は、従来の配偶者特別控除を参考に、合計所得が基礎控除を超えた場合も、所得控除は0とせず、逡減させていくこととされています。大綱の掲載は下記です。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

⑤ 住民税の基礎控除は据置

ここまでは今回の大綱で示された変更点について述べましたが、住民税の基礎控除については、所得税とは連動せず、従来のままの扱い(43万円)とされました。

3. 雇用者にとってのメリット・デメリット

この大綱案は、人を雇用する企業にとってどのような影響をもたらすのでしょうか?

① メリット

・基礎控除・給与所得控除拡大による減税効果

特に所得税基礎控除の拡大は多くの従業員にとって、結果として減税となり、働く意欲の拡大が期待されます。ただ、減税額は基礎控除の減額分10万円×所得税率(5~40%)となり、現場の実感は少ないかもしれません。

また、先述の通り、所得税は基礎控除引上により非課税所得の範囲が広がったものの、住民税(原則10%)の基礎控除は変わらず、住民税負担の発生について想定していない従業員もいる場合があるため、この点については注意喚起が必要です。

・特定親族特別控除による働き手不足解消

特定親族特別控除の新設により、親の扶養範囲内で働こうとする学生の年収制限は現状の103万円→150万円に拡大しました。これは、例えば時給1,000円の場合月約39時間多く勤務できることになったということになります。学生アルバイトを多く雇用する場合、この控除の新設は朗報になると考えられます。但し、配偶者の扶養範囲内で働きたい主婦(夫)については、従来から配偶者特別控除で年収150万円以内は扶養に影響が出ないよう整備されていたためこの点変更はありません。

② デメリット



・給与計算事務の複雑化

年途中で従業員の親族の年収を予想することは困難です。現状でも扶養対象の親族確認については企業に多くの負担がかかっていますが、5万円刻みで控除額が変わる特定親族特別控除の導入によって、この確認作業がさらに煩雑になることが予想されます。また、年末調整の翌年、住民税の情報により源泉徴収税額の是正が求められることがあります。特定親族特別控除の導入によりこちらも件数の増加が予想され、企業や地方自治体にとって、事務負担が増えると考えられます。

令和6年分 所得税等の確定申告

税理士による無料申告相談

～申告書作成会場以外でも、次の日程で無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	所在地
令和7年1月28日(火)	中央市立玉穂総合会館 2階多目的ホール	中央市下河東620
令和7年1月30日(木) ～1月31日(金)	南アルプス市地域防災交流センター (消防本部 2階多目的ホール)	南アルプス市十五所1014
令和7年2月 3日(月)	リッチダイヤモンド総合市民会館 3階大会議室	甲府市青沼3-5-44
令和7年2月 7日(金)	甲府北公民館 3階大ホール	甲府市湯村3-5-20 北部市民センター内
時間	対象者(注1)	事前申込
【午前】10時～正午 【午後】1時～4時 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 オンラインによる事前申込は、令和7年1月9日(木)から可能となります。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照してください。なお、税務署・会場等では電話による受付は行っておりませんので、ご注意ください。 オンラインによる事前申込サイトの操作方法についてのお問合せは、050-1722-2206(受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)へお願いします。
その他 <ul style="list-style-type: none"> 持ち物については、「申告書作成会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。 申告書等の提出のみの場合は、甲府税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。 		事前申込サイト 下記のいずれかのサイトから事前申込をお願いいたします。  無料申告相談専用 LINE事前申込  Web事前申込

(注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

申告書等の郵送での提出先は 東京国税局業務センター甲府分室です

郵送で提出

宛先

〒400-8541 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
東京国税局業務センター甲府分室へ郵送

申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和7年2月17日(月)～3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます。)*ただし、3月2日の日曜日は開場します。	甲府税務署	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	受付 午前8時30分～午後4時 相談 午前9時～午後5時

お持ちいただきたいもの

- マイナンバーカード**
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類
・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類
- マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード**
・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォンまたはタブレット**
- 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類**

案内図



混雑することが予想されます。公共交通機関をご利用ください。

事前準備

！ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、**マイナポータル連携**の事前準備をお願いします。

入場整理券

- 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。
- 当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付しておりますが、**長時間お並びいただく場合があります**。また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があるため、**お並びいただいても入場整理券を取得することができない場合があります**。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となるのが予想されますので、**2月中**の来場をお勧めします。
- 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。

LINEで事前発行

- LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。
- 当日**必ず**事前に取得できます。

友だち追加はこちらから↓



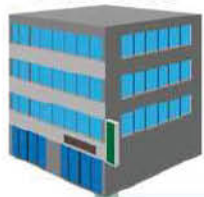
事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

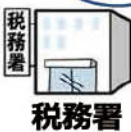
事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にご利用になれます。

事業主の方



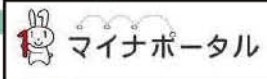
源泉徴収票をe-Taxで提出



自動入力された金額を
確認して
e-Taxで確定申告！



従業員の方



マイナポータルとの連携で
給与情報を自動入力

事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
※eTAXの「電子の一元化機能」を利用する場合を含みます。なお、電子の一元化機能とは、市区町村に提出する給与支払報告書を作成すると、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を同時に作成・一括提出可能な機能です。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

商工業振興資金・融資制度のご案内

商工業振興資金とは

県と金融機関が協調して、原則として山梨県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

山梨県 商工業振興資金 [検索](#)

ご利用いただける方

県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者等（一部の資金除く）

中小企業者とは：従業員数、資本金のいずれかが次に該当するものをいいます。

業種		従業員数	資本金・出資金
サービス業		100人以下	5,000万円以下
小売業		50人以下	5,000万円以下
卸売業		100人以下	1億円以下
製造業・その他（建設・運送・鉱業）		300人以下	3億円以下
特例	ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下	3億円以下
	ソフトウェア業、情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
	旅館業	200人以下	5,000万円以下
	医療法人	300人以下	（条件なし）

融資のお申し込み先（取扱金融機関）

- 山梨中央銀行
- 甲府信用金庫
- 山梨信用金庫
- 山梨県民信用組合
- 都留信用組合
- 商工組合中央金庫
- みずほ銀行
- りそな銀行
- 三井住友銀行
- 三菱UFJ 銀行
- JA北富士
- JA鳴沢村
- JAクレイン
- JAフルーツ山梨
- JAふえふき
- JA山梨みらい
- JA南アルプス市
- JA梨北
- JA山梨信連

お申し込みには、財務書類、納税証明書などの書類が必要となります。詳しくは、各金融機関または山梨県産業政策部産業振興課（☎055-223-1537）へお問い合わせください。

※金融機関・山梨県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。

主な融資

令和6年12月1日現在

融資名	資金使途	年利率	保証料率	限度額・償還期間
事業促進融資	通常の事業運営に必要な資金	2.1%	0.225～0.95%	設備 5,000万円 7年以内 運転 2,000万円 5年以内 —企業限度 5,000万円
小規模企業サポート融資	小規模企業者で事業運営に必要な資金	1.7%	0.25～1.1%	設備 2,000万円 10年以内 運転 2,000万円 7年以内 —企業限度 2,000万円
小規模企業強化融資	小規模企業者で事業運営に必要な資金	1.7%	0.45～1.9%	設備 2,000万円 10年以内 運転 2,000万円 7年以内 —企業限度 2,000万円
起業家支援融資	・新規に開業するときに必要な資金 ・開業後5年未満の事業者で、事業運営に必要な資金	1.5% 1.3% 1.2%	0.45% 又は 0.65%	設備・運転 合計 3,500万円 10年以内
事業承継支援融資	・事業承継に必要な資金 ・M&Aに必要な資金	1.4%	0.1～0.95%	設備 1億円 10年以内 運転 5,000万円 5年以内 —企業限度 1億円
新分野進出支援融資	業種転換、経営多角化、新技術・新製品の研究開発、企業化等のための資金	1.5%	0.15～0.95%	設備 8,000万円 10年以内 運転 3,000万円 5年以内 —企業限度 8,000万円
成長やまなし応援融資	・生産性向上、働き方改革に取り組むときの資金 ・県が指定する成長分野に関連する事業のための資金	1.5%	0.225～0.95%	設備 1億円 10年以内 運転 2,000万円 5年以内 —企業限度 1億円
経済変動対策融資 (連鎖倒産防止関係)	取引先の倒産などによる連鎖倒産防止に必要な資金	1.7% 1.5% 1.3%	0.45～1.9%	運転 8,000万円 10年以内
経済変動対策融資 (不況業種対策関係)	セーフティネット5号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者で、経営の安定に必要な資金	1.5% 1.3%	0.8%	運転 5,000万円 10年以内
経済変動対策融資 (経営環境変動対策関係)	最近3か月の売上が前年同期比5%以上減少しているときなどに必要な資金	1.7% 1.5%	0.45～1.9%	運転 5,000万円 10年以内
経営力強化支援融資	国の認定を受けた専門家（認定経営革新等支援機関）等の支援を受けながら経営改善や経営力の強化に取り組むときに必要な資金	1.6%	0.45～1.75%	設備 1億円 7年以内 運転 1億円 5年以内 借換を含む場合は10年以内 —企業限度 1億円

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記信用保証料に0.25～0.45%の保証料が上乗せとなります。保証要件等については信用保証協会にお問い合わせください。

「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

融資制度の紹介や、様々な金融に関する相談に、相談員が対応いたします。お気軽にご相談ください。

相談日 土曜、日曜、祝日を除く毎日（事前予約をいただくとスムーズです）

相談時間 午前9時～午後4時（正午から1時までを除く）

相談場所 山梨県庁 別館3階（産業振興課内）

お問い合わせ先 ☎055-223-1554

◇融資の要件など詳細は、各金融機関または産業振興課へお問い合わせください。

山梨県 産業政策部 産業振興課

甲府市丸の内1-6-1 ☎055-223-1537

手形・小切手電子化への対応、大丈夫ですか？

✓ 2026年度末を目指して進む手形・小切手電子化

政府方針を受け、産業界・関係省庁と金融界が連携し、2026年度末（2027年3月末）までに、電子交換所に持ち出されるすべての手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標としています。2023年の電子交換所における手形・小切手の交換枚数は合計2,468万枚。2026年度末までにゼロにするためには、毎年約822万枚を減らしていく必要があります。



※「手形・小切手機能の「全面電子化」に関する検討会（2024年3月29日開催 事務局：全国銀行協会）の資料をもとに作成

✓ 多岐にわたる電子化のメリット

長年、慣れ親しんだ手形・小切手をやめることに抵抗を覚える方も少なくないと思いますが、人手不足や物価高が深刻化するなか、手形・小切手の電子化は企業の業務効率化や生産性向上、コスト削減に大きな効果が見込めます。

まず、手形の電子化対応としては、「でんさいネット」が取り扱う電子記録債権（でんさい）への切り替えが代表的です。小切手は、インターネットバンキングでの振込で代替できます。また、クレジットカード（法人カード）の後払機能を利用して、カード払いで代替もできます。

紙ベースですと現物の管理が必要なほか、手書きしてゴム印を押し、印紙を貼り付けて郵送するなどの事務作業も発生します。ある企業では、毎月400枚もの手形を振り出していましたが、電子化を進めていったところ、月間20時間もの経理業務削減につながったといいます。また、郵送代や印紙代の削減も可能になります。

さらに、紙ベースですと紛失や盗難のリスクがあるほか、災害時に焼失するなどのリスクもあります。電子化されれば当然、こうしたリスクはゼロになります。場所を選ばずに利用可能となりますので、リモートワークもできるようになります。働き方改革にも大きく寄与するシステムです。

✓ 未対応のままだと事業・商取引の継続に悪影響が出てくる可能性も

2027年3月末までの全面電子化という目標を見据えて、すでに金融機関ではさまざまな取組みを実施しています。具体的には、でんさいセミナーの実施や各種キャンペーン等、各金融機関がでんさいおよびインターネットバンキングの導入支援・利便性向上や経済合理性を確保する取組みを行っています。

また、2023年8月以降、一部の銀行等では、当座預金口座開設の停止、または新規に開設した当座預金口座における手形・小切手の発行の停止、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取り立ての受付停止を公表しています。加えて、手形帳や小切手帳の発行終了の予定を公表している金融機関もあります。

2027年3月末以降、手形・小切手が一切使えなくなるということではありません。しかし、こうした状況を踏まえますと、その利便性は低いものとなり、事業・商取引の継続に悪影響が出る可能性も予想されますので、早期に電子化に向けた取組みをスタートしていった方が良いと思われます。

✓ 電子化の進め方を押さえておこう

電子化を進めるといっても、自社の都合だけで一気に進めるわけにはいきません。まずは取引先へ説明して理解を求める時間が必要です。また、取引金融機関との間で電子化に向けた準備（インターネットバンキングやでんさいの契約など）にも数週間の時間がかかります。ちなみに、でんさいネットでは、取引先への説明に必要な案内文のひな形なども用意していますから、ぜひご活用ください。

こうしたでんさいネットの各種サポート資料などで使い方を学んだり、取引金融機関のサポートを受けたりすることで、「これならできそう」と自信を持っていただけるケースが多々あります。ぜひ、こうしたものをご活用いただき、手形・小切手電子化への対応を進めていただければと思います。

「でんさいネット」はこちらからアクセス！



新入会員紹介 (令和6年11月～12月)

(順不同・敬称略)

有限会社 創・想

代表者 高橋 玄
業種 不動産、リフォーム
住所 甲府市国母5-3-34
TEL 070-4072-2155

株式会社 MT-MAX

代表者 田中 学
業種 建設業
住所 中央市布施2247 河西住宅1号
TEL・FAX 055-209-0456

有限会社 福よし

代表者 野口 三干男
業種 飲食業
住所 甲斐市篠原3231-3
TEL 055-276-7788

株式会社 眞栄工業

代表者 松村 眞佐樹
業種 建設業
住所 甲斐市富竹新田629-1
TEL 055-242-6711 FAX 055-242-6712
URL www.shinei-kougyou.jp

作品展示のお知らせ

●「小学生の税に関する習字展」入賞作品

優秀賞の作品 (33作品) の展示予定場所

展示場所	展示期間
甲府合同庁舎 1階 (甲府駅北口)	令和6年11月11日(月)～令和7年10月
甲府法人会館 2階	



韮崎市役所
(令和6年12月6日～12日 展示)

優秀賞の作品 (33作品) 及び佳作の作品 (65作品) の展示予定場所

展示場所	展示期間
甲府市役所 1階 市民活動室	令和7年1月27日(月)～31日(金)
韮崎市交流センター (ニコリ)	令和7年2月 4日(火)～14日(金)
YCC 県民文化ホール	令和7年2月20日(木)～3月19日(水)



山梨県立図書館
(令和6年12月17日～26日 展示)

●「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品

優秀賞の作品 (8作品) 及び佳作の作品 (12作品) の展示予定場所

展示場所	展示期間
甲府法人会館 2階	令和6年11月11日(月)～令和7年10月

※甲府合同庁舎、甲府法人会館は、土曜日・日曜日・祝日は休日のためご覧いただけません。

研修会予定

●決算法人説明会

・3月 12日(水)

リッチダイヤモンド総合市民会館

・3月 13日(木)

山梨県流通センター

両日とも午後1時30分～

【研修内容】

○法人税についての注意点

○消費税について

○源泉所得税について

税の無料相談会

【日程】 2月 19日(水)

午後1時30分～順次

【会場】 甲府法人会館

【内容】 東京地方税理士会甲府支部所

属の税理士が、税に関する様

々なご相談にお応えします。

発行所

公益社団法人甲府法人会

印刷所

広報委員長 興水順彦

発行日

甲府市中央4丁目12番21号

TEL

055-237-7774

印刷所

株式会社 少國民社

発行日

令和7年1月24日

法人会 貸倒保証制度が 皆様の攻めの経営を サポートします!



与信管理を**貸倒保証制度**へアウトソーシングすることで、
経営者の皆様は与信管理の心配から解放されます!

「法人会貸倒保証制度」にお任せください

お取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収できない場合に
御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

Case ①

卸売業

お取引先が民事再生手続開始の申立てを行い、債務者に対する被保険者の売掛金債権が回収不能となった。

認定損害額

民事再生

668万円

Case ②

製造業

お取引先が資金繰りの悪化で不渡り手形を出した。法的整理手続きの通知があり、決済予定の手形が不渡りとなった。

認定損害額

不渡り

1,000万円

※過去に記名プランで起きた事故例です

お見積はカンタン

無記名包括
プラン

まずは「売上高」と「業種」をご申告ください。

全お取引先を包括して補償対象とする「無記名包括プラン」で保険料を計算し、ご案内します。
無記名包括プランは保険期間中のお取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

記名プラン

補償対象のお取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。

専用の見積依頼書にお取引先と債権残高等をご記載ください。「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

お問合せ先

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

山梨支店 山梨第一支社 担当：植松

〒400-0858 山梨県甲府市相生2-3-16

TEL:055-228-4331 FAX:055-228-4385